

第三章 太平洋戦争下の県民と県政

第一節 日中戦争と県民の動向

一 戦時体制への道

「準戦時」下の県会

一九三四（昭和九）年七月に成立した岡田啓介内閣は、官僚を中心とし、民政党を準与党とする「挙国一致」内閣で、現状維持の性格をもっていたから、軍部の不満をかっていた。しかし、一九三六年二月二十日、第十九回総選挙が行われたときには、「反ファッショ」を求める国民の声に支えられてか、社会大衆党が進出し、「ファッショ排撃」をスローガンにとり入れた民政党が優位にたった。

神奈川県でも、第一区は岡崎憲（社大新）・戸井嘉作（民政前）・飯田助夫（民政新）、第二区は小泉又次郎（民政前）・片山哲（社大元）・川口義久（政友前）・野田武夫（民政新）、第三区は岡崎久次郎（民政元）・平川松太郎（民政元）・胎中楠右衛門（政友元）・河野一郎（政友前）が当選したが、二区では政友会総裁・現職の鈴木喜三郎が落選する有様であった。

岡田内閣のねらった、早期解散・総選挙による政局安定は成功したかに見えたが、二月二十六日早朝に軍部がクーデターを起こした。世にいう二・二六事件である。この「反乱」は鎮圧され、三月九日には広田内閣が、親軍的官僚と政・民両党代表

を加えた「挙国一致」内閣として成立した。地方官の大異動は政権の交代と共に行われたが、「準戦時」のかけ声は高く、軍部の政界進出によって、政党との対立は強まるばかりだった。

県政界では、それぞれの思惑もあって、県会議員定例選挙を田植前、天候のよい五月中旬に、という意見ももちあがったが、結局、六月十日、定例の県議選挙が行われた。

結果は民政二十一、政友十五（中立の下条亮・金井芳次、明倫の河野幾造が政友派と見られ、実数十八）、社会大衆党五、愛国政治同盟一、国民同盟二であり、小会派の動向によっては、民政・政友の両党はともに多数になりえない不安な政情となった。しかも、この間、三月二十四日にはメーデーが禁止され、五月二十八日には思想犯保護観察法が公布された。また、六月十五日に不穏文書臨時取締法が公布され、前途はきびしさをまわしていた。こうした動きのなかで七月十三日から十八日まで臨時県会が開かれた。

当時の知事は半井清で、この年の三月十三日に赴任してきた。半井は、「その時の私はちょうど満四十八歳になったばかり。地方長官としてもかなり経験を積み、最も脂ののった時期」と自負し、「今度こそ落ち着いて後に残る仕事をやろうと、張り切って」いた（半井清『わが人生』）。

半井新知事を迎えた県会では、選挙をめぐる警察官による人権じゅうりん問題が、超党派的に提起された。二月の総選挙において、一九三五年五月公布の選挙粛正委員会令が、はじめて全国的に実施された。「選挙粛正」運動には、内務省の指導で地方団体が動員されたが、これは、新官僚による政党に対する攻勢である。そして、選挙違反に名をかり警察による政党関係者への干渉がつづき、各地で不当逮捕・拘留・拷問などの人権じゅうりん事件が続発した。神奈川県では前後して疑獄や集団放火事件にまつわる拷問事件もあり、特に問題となった。

官公吏と業者との贈収賄を内容とする横浜疑獄事件では一九三四年三月以降に百八十四名が検挙され、一九三八年二月、十九名が有罪となった。農村の不景気を背景として保険金目あてに放火するといふ松田集団放火事件は一九三五年十一月から検挙がはじまり、被疑者百八十三名のうち有罪二名であり、松田と同様の性格をもつ城ヶ島集団放火事件は一九三六年二月から百十六名を検挙したが有罪はわずか一名であった。この両放火事件は、いずれもその苛酷な取調べ方が県会でも問題になった。同年二月の総選挙では浦賀、寒川、伊勢原などで肅正選挙の名のもとに大検挙が行われ、検挙者の中から自殺者がでたことから拷問の事実が明らかになり、警察官の処分まで行われている（『神奈川県警察史』中巻）。

人権じゅうりん事件は、帝国議会でもとりあげられただけに、県議会でも追及がきびしく、七月臨時県会では「県政振興ニ関スル決議」として、「吏道振肅ノ徹底ヲ期スル」という遠まわしの表現であったが、十一月二十一日からの通常県会では、十二月十九日、「警察官人権蹂躪ニ関スル問題ハ実ニ聖代ノ一大不祥事ニシテ甚ダ遺憾トスル所ナリ、当局ハ厳ニ吏僚ヲ戒メ自肅自戒転禍為福ノ実ヲ挙ゲ将来スル不法行為ノ絶無ナラシムコトヲ望ム」という決議が、全会一致で可決されるに至った。

戦時体制 一九三七（昭和十二）年一月、新装なった議事堂での第七十議会では、政友・民政両党がはげしく軍部・官僚整備と県民の独善と政治干渉を批判した。しかし、軍部の反発の前に、広田弘毅内閣は総辞職し、宇垣一成は組閣を断念し、林銑十郎内閣が政党代表を入れずに軍財抱合によって成立した。

林内閣は、親軍政党を一挙につくりだそうと議会を解散し、四月三十日に総選挙が行われた。しかし政府支持派は大敗し、社会大衆党は三十七名の当選者を出す躍進だった。反面、国民は政治への期待を失い、大阪五一割、東京三九割、横浜三四・五割など、もともと政治関心の低かった大都市は、さらに高い棄権率を示した。林内閣は、わずか三か月間という戦前第二の短命内閣の記録を残して五月三十一日総辞職し、六月四日、近衛文麿内閣が成立した。その一か月後の七月七日の夜、日中戦

争がはじまり、八月十五日には「暴支膺懲」^{ほうしちやうちやう}声明が出されて、全面的な戦争の開始となった。

すでに一九三六年六月の軍備拡張計画、国防の充実を求める拡張予算の編成などによって、一九三六年秋から軍需景気がひろがっていた。横浜中華街の一九三七年の新春は、E楼だけで、「三日初開き、トタンに流れ込んだ客が五百人、流れ出した酒が四斗樽二本、頭部を痛打されて即死の豚共が十頭、一日の、左様だった一日ですぞ、売上げが千円」「五日の新年宴会の予約が出前二百八十人、店四組百五十人」と、まさに「金の唸る街々」であった（『読売新聞』昭和十二年一月五日付）。

軍需インフレは物価高を招き、一九三七年一月の物価は前年同月比一三・六割高にもなり（『横浜貿易新報』同年一月二十日付）、マンホールの鉄蓋や、発動機船を倉庫に横づけして鉄材三百貫（千二百二十五貫）を盗む（『読売新聞』同年二月二十日、三月二十三日付）などの物資不足となっていた。軍需景気も、実は一部の軍需工業に限られていた。一九三六年通常県会（十二月十九日）では、「県下経済界ノ状勢ヲ見ルニ所謂軍需景気ノ恩典ハ一部大産業資本家ノミ之ニ浴シテ中小商工業経営者ノ病弊ハ愈々深刻化シ独リ経済問題ノミデハナク重大ナル社会問題トシテ朝野識者ノ憂慮スル処デアル」として、電灯料・電力料の値下げに關する建議が採択されるほど、中小業者は、インフレ、金融難にあえいでいた（『神奈川県会史』第六巻）。

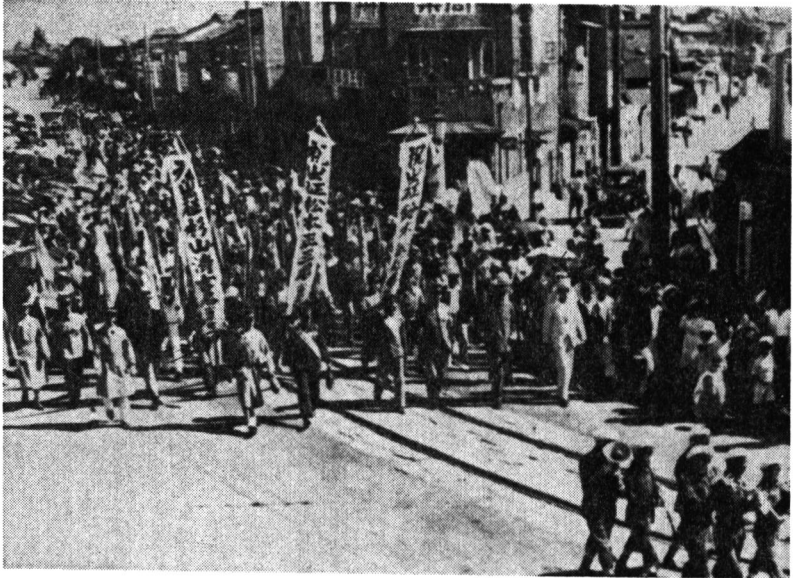
一方、戦時体制づくりは、県民のすべてをまきこむかたちで急速にすすめられた。この「準戦時」から「戦時」への切換えの第一歩は、一九三七年九月の国民精神総動員計画であり、翌三八年五月五日施行の国家総動員法であった。国民精神総動員計画は貯蓄や国債の購入奨励、一戸一品献納運動などによって国民生活のすべてを戦時協力体制下に組み込み、とくに「国体明徴」という言葉に表現されるように「国民精神の統一」をはかることになった。こうした「国民精神の統一」を背景に成立した国家総動員法は政府が議会の承認なしに物資、エネルギー資源、労働力などを動員・統制することをねらっていた。県民各層は否応なく戦時協力運動にまきこまれていくことになった。たとえば横浜市警察署では特高課が中心になり物資節約・

資源愛護の実践をはじめ、一九三八年五月の国民精神総動員健康週間には管内二万戸、約十万の住民に対し一家族一円以上の廃品を集めることを目標に軍用機献納運動をくりひろげ、七月初旬には陸軍省に一機分を献金した（『神奈川県警察史』中巻）。こうした運動は全県に広まり、また、神社参拝や、学校教育の場で皇民化教育がおしすすめられるなど戦時体制づくりは進行していった。しかし、こうした戦時色が庶民の暮らしのすべてに覆いかぶさっていたわけではなかった。一九三七年九月十五日以降横浜で行われた防空演習も、防護団員ですら「部署を捨て、花柳界を素見する者やカフェー、バー等で飲食する者、甚だしきは通行の婦女子に戯れる者等早くもダレてしまい、非常時防空演習の意義を遊びの如く履き違へて居り、点呼の際人員不足の醜体」という有様であった（『横浜貿易新報』昭和十二年九月十九日付）。

年末になると、「門松やお飾りは非常時の折柄遠慮しませう」などという運動もはじまったが、「門松廃止なんて縁起でもねえ」と、師走二十七日からは正月飾りが街角で売り出され、横浜の伊勢佐木町では「お顧客様はちっとも変りやしねえよ」と「向う鉢巻、大した勢ひ」の弋職連よびもあった（『毎日新聞』同年十二月二十八日付）。

また、一九三六年八月、第十一回オリンピックがベルリンでひらかれ、「前畑ガンバレ」の実況放送は国民の血をわかし、IOCは次回開催地は東京と決定していた。一九三七年九月三日には、横浜の伊勢佐木町の入口に、「東京オリムピック」（銀座）の支店が開店した。四階建の同店は一・二階は喫茶と食堂、三・四階はカフェーとダンス・ホールになるといふ状況もみられた。

戦争の本格化とともに県内のいたるところで見られたのが出征兵士を送る姿であった。一九三七年九月以降、各地に召集令がくだった。十二月の通常県会では、県下から出征している軍人は一万七、八千人にも及んでいるのに、時局に関する費用の総額は二十六万九千七百六十八円で、このうち遺家族援護費は十万五千円ほどであった。県会ではこれでよいのか、という追



小田原駅前通りの出征兵士歓送風景

『目でみる小田原の歩み』から

及もされた。

半井知事は「今日戦地ニ於テ働イテ居ラレル将士ノ労苦ヲ想ヒマスレバ、其ノ後援ハ厚ケレバ厚イ程良イト云フコトハ、之ハ勿論申迄モナイコトデアリマスガ、併シ乍ラ我国ノ兵役制度ノ趣旨カラ見マシテ、ドコ迄モ身ヲ以テ公ニ奉ズルト云フ立前ニナツテ居ル」のだから、職業補導・授産ということに重点をおきたいとつっぱね、一人当たり五円八十三銭から六円十八銭という日給三日分ほどの援護費でおしきっていった（『神奈川県会史』第六巻）。

こうした県会の議論は出征兵士の家族の状況が背景にあった。前年の一九三六（昭和十二）年十二月県会でも、「徴兵検査ノ合格歩合ガ社会ノ上流ニ至ツテ少ナク、中流下流ニ最モ多イ」、たとえば小田原町の従軍家庭二十五、六軒の「殆ド全部ガ下級」であり「地方ノ中小都市及ビ農山漁村ヨリ多数ノ肉弾ガ送り出サレテ居ルノデゴザイマスガ、其ノ各方面ノ家庭ニ於ケル生活ノ状態ヲ見マスと、概シテ悲惨デアル」と、小西尚三郎議員（小田原町選出）から指摘されている（『神奈川県会史』第六巻）。

軍都建設と

この間、「軍需景気」で、都市の一部に好況がうかがえたのちも農村には「春」はこなかった。たとえば、一九

周辺農村

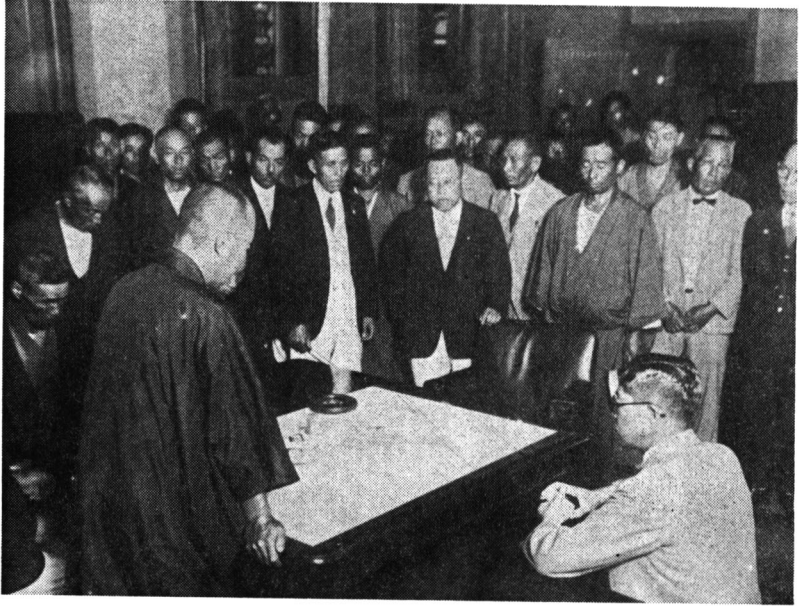
三六（昭和十二）年七月に開催された臨時県会において、高座郡上溝村出身の小林与次右衛門議員は、「津久井

郡ニ於ケル農家一戸当リノ一年間ノ農産額ハ、最モ少イノハ僅ニ一戸当リ七十九円ト云フ数字ニ相成ツテ居ル」、しかも、「疲弊困憊セルモノハ畜ニ津久井郡ノ山村ノミニアラズ、県北ニ一体ノ農村ハ津久井ノ各町村ト余リ大差ノ無イ苦シミ方ヲシテ居ル」と実情を訴えていた（『神奈川県会史』第六巻）。一方、横浜市の「労働賃銀」は、一九三六年現在で「下男」が月給十五円、「下女」が十円、日給では仲仕の三円十銭から莫大小編女工の六十銭までであったが、最低でも農家の所得を上回することは明らかである（資料編13近代・現代(3)204ページ）。また小林議員は、農家の日常生活に必要な「焚物」とする「一本ノ薪ノ枯枝」から、県当局が奨励している「堆肥ノ原料ニスル草」まで、「有産階級ノ山持カラ落葉ヲ買ヒマスト云フト其ノ山林ノ落葉ノ代金ニ手間ヲ加算致シマスト云フト金肥ヲ買フト少シモ計算上違ハナイ」と矛盾をついていた（『神奈川県会史』第六巻）。

この間、都市は、工業地域と住宅地域の確保と造成、そのための財源（納税者）の増大のためにも市域の拡張を急いだし、在地有力者も市域化の流れに身を投じていた。たとえば、一九三六年十月一日横浜市によって久良岐郡が、その後、三八年十月一日川崎市の拡張で橋樹郡が、翌三九年四月一日に都筑郡が横浜・川崎両市の拡張によってその名を消していった。

しかも、首都に隣接し、港湾と工業地帯をひかえた県下では、軍事的な面からも、新しい「都市」の形成が求められ、「準戦時」「戦時」のかけ声で、農民を土地から追い立てていった。

なかでも大きな話題を呼んだのは、高座郡座間・大野・麻溝・新磯の各村にまたがる五百七十町歩余（耕作地三百七十九町歩余、約三百七十六ヘクタール）が、陸軍士官学校用地として買取する内示がだされたことで、それは一九三六年六月二十七日のことであった。その対象となる関係耕作者は六百七十六人で、うち耕作地全部を奪われる者四十二人、五割以上の者は五百七



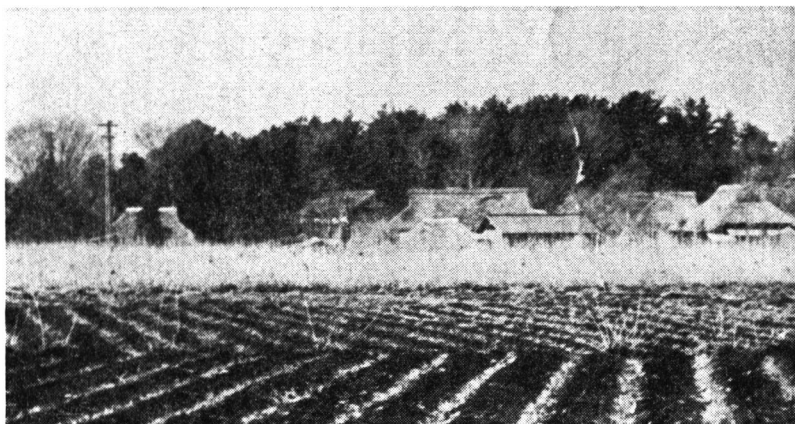
橘樹郡日吉村の合併をめぐる県に陳情する川崎市合併派の人びと（1934年）

県立文化資料館蔵

十三人、計六百十五人はほとんど農業を継続できない有様となり、移転を必要とする者五十四戸、耕地獲得の見込みなく転業を迫られる者七十戸内外という一大事であった。

なかでも新磯村磯部落は耕地の大半が買収予定地であり、離耕小作人が二百四十人に達する状況で、かねてから農民組合に結集していた村民は、七月十七日、四百人が集まって村民大会を開き、陸軍の説明を聞いた。軍は質問にたいし各個人に対する救済の方法は講じてないと答え、場内騒然となると、「諸君ハ陸軍ノ施設ニ反対シテ居ル様ニ見ヘル、当局ハ国防ノ見地ヨリ絶対必需ニ迫ラレテヤツテ居ルノテアル、徒ラニ土地買収ニ反対スルコトハ恥スヘキコトテアル」
「絶対必要ト認メル以上国家ハ法律ヲ適用スルノテアルカラ其ノ咎ニハ諸君ハ却ツテ不利益ヲ蒙ラネハナラス」と感し、大会は喧騒のうちに散会した。

十月三十日には対策委員の総辞職、十一月二日には学童の盟休事件、十一月十日には村長・助役の辞任など、事態は混乱を極めたが、十二月一日、軍が作物補償料の名目で小作料



瀬谷町宗川寺附近の桑・麦畑の広がる農村（1940年ごろ）

小林忠秋氏提供

二か年分に相当する「作離料」を支払うことで、ようやく解決した（資料編 13 近代・現代(3)三三）。

陸軍用地買収問題で表面化したのは、県下農村が恐慌以来その困窮を抜けきっていないことだった。座間地域は純農村地帯で「近年打続ク不況ノ為相当疲弊シ居ルモ別段向上発展ノ方途ナキ」状態であり、地方有力者は士官学校招致が「地方発展」になるとして、「実現ヲ熱望」し、大地主は「小作料滞納等ノ事情モアリ寧ロ買収ニ積極的ニ応スル肚」であった。自作農もまた「買収後代地購入ノ見込ヲ有スル模様ニシテ之亦買収ニ応スル力得策ナリ」とした。ただ、小作人のみが「即時生活ニ窮迫ヲ来ス」ことから、「将来ノ生活ヲ考慮保証」せよと要求していた（同前）。

こうしたなかで、戦争にともない物価が上昇すると、小作料の現物納入が地主から強要され、近郊農村では畑地まで小作料を米で取り立て、聞かねば土地取上げということから、小作争議となった例もある（一九三七年春の都筑郡新田村新羽、『横浜の空襲と戦災』6）。

食糧自給は戦時体制の根幹ではあったが、なお、地主を制御してまで耕作農民を保護する施策は国も自治体もなしえなかった。一九三七年十月二十三日、農林省令「自作農創設維持補助成規則」が公布され、簡易保険及び預金部資

金から道府県を通じて二十五か年の長期低利資金を融通、あるいは市町村又は知事の認めた団体が農地を一時管理したり、開墾をすすめる場合の資金とすることとした。神奈川県でも、一九三八年二月二十五日、県令第六号でそれが具体化されている(資料編 16 近代・現代(6)三四五・四七)。

これらは、上層小作や自小作層を主体に、小規模の自作農を創設、農村の安定をはかろうとするものであった。しかしその反面には、貧農については、「満洲集団農業移民ヲ実施シ農村ニ於ケル土地ト人口ノ調整ヲ図リ以テ根本的ニ農村ノ更正ヲ図ルコト」(資料編 12 近代・現代(2)七)が要求された。

県下農村にかけをおとしたもう一つの要因は、出征兵士を送りだした農家などで労働力不足が深刻になりつつあることであった。一九三七年十月十五日、県は経済部長通牒「事変ニ伴フ農山漁村応急施設ニ関スル件」を発し、「事変ニ伴フ人馬ノ応召徴発ニ因ル農林漁家ノ農林漁業経営ノ支障ヲ除去」するため、「勤労奉仕班ノ編成並其ノ活動ニ要スル費用」として、一町村当たり五十円以内を助成することとした(資料編 16 近代・現代(6)三〇)。

二 軍需工業地帯の形成

運河の建設と電力 工業用水の確保

一九三六(昭和十一)年十二月の定例県会には、追加議案として、県営による十か年継続、総額二千八百十万円に及ぶ京浜工業地帯造成事業が提起され、可決された。もともと、一九三四年十二月、京浜運河株式会社^が埋立免許を申請したものを、一九三六年十二月九日、「事業ノ公共性並ニ重要性等ヨリ考ヘ県ノ直営ニ於テ施行スルヲ至当トスル」という内務省の方針で、急ぎ予算が組まれたものであった。初年度予算百十四万六千六百円のうち、国庫補

助金は十一万二千円、他は県債を財源とした。一九三五年年度の県決算は歳出総計千三百二十九千三百三十六円であったから、事業の巨大なことは想像もできなかった（『神奈川県会史』第六巻）。

県会では、一九三六年度予算の審議にさいして、県西部（足柄上・下郡）は四万六千三十五円、中部（高座、中、愛甲、津久井、平塚）三十二万三千九百円、三浦・横須賀方面は五万六千円に對し、東部（川崎、都筑、橘樹）にのみ七十三万円の新規事業費が組まれていることが批判されていた（同前）。これにたいして半井知事は、「東部ノ方面ニ比較的固ツテ居ルト云フコトハ、是ハ私モ認メテ居リマスガ、ソレハ色々特殊ナ事業ガアリマシテ」「是ガ東部ニ偏重スルヤウナ結果ニナツタデアリマス、其ノ点ヲドウカ御諒解得タイト思ヒマス」と答弁していた。結果として、県会は、この予算を特別会計とすることとし、「一工場招致ヲ促進スル為メ工事ノ速成ヲ計ルコト、一 本工事ト併行シテ鶴見川改修実施ヲ計ルコト、一 事業ノ性質ニ鑑ミ埒来更ニ国庫ノ援助ヲ得ルコト」など八項目の附帯決議を行つて、これを可決した（同前）。

京浜工業地帯造成事業計画は、鶴見・川崎臨港地帯から多摩川河口に至る川崎市の大師河原地先海面に京浜運河と埋立てを施行するものだった。工事は戦時下の資材・労働力不足のため、一九四一年末、やっと第一区水江町、第二区大師河原・夜光町の二万坪（六百六十一アール）を完成した。

また、工業地帯にとつては、工業用水と電力の確保が何よりも必要であった。一九三八年一月二十日、前年末の定例県会が閉会して四十日というのに、あわただしく臨時県会が召集された。議題は県営相模川河水統制事業一本であった。総額二千六百八十万円という県予算の二か年分に匹敵する大事業、用地・物件買収の対象町村は県下の与瀬町、吉野町、小原町、沢井村、小淵村、名倉村、日連村、内郷村の三町五か村、山梨県下の一町一村であり、日連村勝瀬部落全域の九十三戸をはじめ計百三十六戸が相模湖の湖底に没することとなり、流域十万人の住民に甚大な影響があるといわれた。この間、かねて県営発電計

画をもっていた県は、内務省を通じ許可方を求めていたが、臨時県会直前の一月十八日、通信省から許可内意をえていたのである。

県会側の関係住民に対する補償や生活対策、工業用水の配分、また受益市町の分担金など、数かずの質疑がでたが、当局側は、たとえ「官僚独善」といわれようとも「事変下ノ今日最モ緊急ナ軍需的準備ノ一ツ」であるから、神奈川県としてどうしてもやりとげねばならない、とつっぱねた。こうして、一月十四日から十月十六日まで五団体もの反対陳情を無視し、県会での実質審議二日間では原案を可決させた。しかし、勝瀬部落のねばり強い補償要求などもあって、相模ダムの起工式はおくれて一九四〇年十一月二十五日となり、津久井発電所第一号機の運転開始は一九四四年一月のことであった（山田操『京浜都市問題史』）。

経済統制強化と横浜港

京浜工業地帯の造成といい、相模川河水統制事業といい、国家統制は日まじに強められていたが、県下の財界人は国家統制に対応する意識は弱かった。それは、「そのころによく日華事変の当時に使われたことばを取り上げて書いたことがあるんですが、『蔣介石さまさま』ということばがあったんです」と証言しているような好景気が背景にあった。

『朝日年鑑』一九四〇年版によれば、「特記すべきは事変に伴ふ軍需産業の股賑が横浜市政一般に齎しつつある未曾有の活況ぶりである。即ち十二年末において七億台であった横浜市の工業生産総額は僅々一年間後の十三年度には実に十億（推算）を突破」という。事実、「昭和十二、三年ごろはネ、十一年ごろからの軍需景気で、ものすごく景気がよかった」という回想もある（『横浜の空襲と戦災』6）。横浜港貿易の全国比は高まり、北アメリカむけが東アジアむけ貿易にとってかわられつつあったとはいえ、生糸は輸出品の六三パーにも達した（横浜商工会議所『横浜経済物語』）。「ハマ港が神戸、大阪を圧へて貿易額首位を

占む、大震災以来の記録」(『朝日年鑑』)となったのは、このころであった。

念願の貿易額首位を回復した横浜港にとって、東京開港は最大の問題であった。「京浜工業地帯」の範囲、内容については論議もあるが、重化学工業を主体とする臨海部よりも、日用消費財中心の城東地区、耐久消費財の城南地区(川崎・鶴見を含む)が生産の中心であった。そして、これらの地域が必要とする原材料は海上輸送に頼ることとなるが、肝心の航路は、横浜港および京浜運河の不備から円滑とはいえなかった。横浜商工会議所が、大型船用の水深十二メートルの、パースの建設、船運河の開設を要望したのも、輸送網を握ることによって、貿易を主体としつつも、京浜工業地帯の繁栄と途を共にしたいと願ったからであった(資料編 18 近代・現代(8) 七)。

しかし、東京市の月島に外国貿易用の港が開設されれば、京浜運河の開通は逆に横浜の死命を制することになる。一九三八年五月二十五日、横浜商工会議所は首相等にたいし、東京開港反対の陳情を行った。これは一九四〇年に、大々的な運動を展開する問題の出発点となったのであるが、その論拠は、横浜港の歴史的位置、同一地域に二港開港の不経済、外国船の出入による治安上・防疫上の不安、東京の利己主義など、をあげていた(資料編 18 近代・現代(8) 七)。

臨海部は、製鉄を中心に重化学工業が集中していただけに、「公害」問題が早くからとりあげられていた。日中戦争の展開に対処するため工場の拡張、増設、フル稼働、新設工場と開発製品などによって、

公害除去対策が立ち遅れたまま操業が行われたから、公害に関する紛争が激増した。

一九三七(昭和十二)年暮の通常県会では、河野幾造議員(横浜市鶴見区選出)から、京浜工場地帯では「大工場ノ数多イ煙突ハ中空ニ聳ヘテ、黒煙ハ濛々トシテ、工場ヨリ発スル音響ノ騒ガシサハ洵ニ物凄イ状態」であるが、重工業、化学工場の新設により、「之等工場内ヨリ動トモスルト有毒瓦斯ヲ発生シ、或ハ有毒物ノ流出セラル、モノ、或ハ工場ノ煙突ヨリ著シク煤煙

ヲ放出スルモノ等ニ対シマシテ、附近ノ住民ノ保健衛生上洵ニ看過スルコトノ出来ナイ状態」がある、と実例をあげて指摘、対策取締りの徹底が要求された。当局の答弁は技手一名の増員と検査機械等の予算二千数百円を計上したので、通過後対策をたてたいというものであった(『神奈川県会史』第六卷)。こうしたなかで、一九三八年十月二十二日、横浜地方裁判所は、横浜市保土ヶ谷区上岩間町の森永牛乳のばい煙事件にたいし、「一般社会政策の見地から言っても此の程度の煤煙は甘受しなければならぬ」という判決をくだした(『読売新聞』昭和十三年十月二十三日付)。また、新設工場五千といわれる鶴見区で、二十年来、生麦に居住して「洞窟の頼朝」「神武天皇熊野浦御難航之図」などの名作を描いていた日本画家前田青邨が、鎌倉への移転にふみきったのは、一九三九年六月であり、当時の新聞はこれを「ハマの煤煙、巨匠を追ふ」と報じた(『朝日新聞』昭和十四年四月二十日付)。

三 「聖戦」と労働運動

労働災害の増 「準戦時」体制下に、京浜工業地帯の生産は飛躍的に増大した。それにもなつて問題となつてきたのが労働大と労働争議 労働災害や労働争議の増大であった。県下の工場数・従業員数は金属工業、機械器具工業を先頭に増大してい

る(第一表)が、ここに集められたのは、主として東北地方から離農してきた人びとである。それでもなお、軍需工業の人手不足は三万人にも達していた。

労働者の増加と労働強化は、労働災害を激増させた。一九二四(大正十三年)年から一九三五(昭和十)年までの間に、労働災害は死者二百二十一人、重傷者五千七百七十二人、軽傷者二万八千七十五人であった(総同盟県連『産業戦士の旗』)。一九三六年

第3章 太平洋戦争下の県民と県政

第1表 工場数・従業員数増加率表

年次	総計		金属工業		機械器具工業	
	工場数	従業員数	工場数	従業員数	工場数	従業員数
1930年	100	100	100	100	100	100
35	144	175	119	210	146	187
36	173	212	179	254	193	260
37	189	274	239	306	261	409
38	195	353	252	398	323	603
39	275	442	476	536	643	794
40	276	489	515	574	692	936

『統計神奈川県史』上巻から

には計五千九百七十三人の死傷者があったといわれるが、一九三七年一月から七月までの死傷者は前年同期をこえて、一九三六年には七六割に達していた(総同盟県連『進め統後の戦士』、『神奈川県労働運動史(戦前編)』)。

県工場課調べの一九三八年度の数字は死亡重傷者千五百二十五人(一九三七年度八百八十四人)、軽傷者八千三百八十一人(同七千五百二十一人)となり「災害の悪性化を如実に示す」といわれた(『神奈川県労働運動史(戦前編)』)。

戦争はインフレと増税を呼んだ。横浜商工会議所調査「横浜日用品小売物価表」によると、白米三等一キロが、一九三〇年二十・三銭、三一年十四・五銭、三五年二十・三銭、三六年二十三・六銭、三七年二十五・二銭、三八年二十六・七銭、三九年二十八銭と、三一年に比べれば倍増していた(資料編13近代・現代(3)二〇八ページ)。

税制にも変化があった。一九三七年八月、「北支事件特別税」として、所得税の増徴などが行われたが、一九三八年三月には「支那事变特別税」として固定化され、さらに所得税の免税点引下げ、入場税の新設等が行われた。免税点が千円に引下げられたため、横浜・神奈川両税務署では約八千人も納税者が増加する(四四頁増加)状況で、そのうち一九三八年三月十五日の申告締切りでは「菜ッ葉服」(職工)が激増したと伝えられた(『読売新聞』昭和十三年三月十七日付)。

こうしたなかで、インフレに対して、賃上げを中心とする労働争議は激増した。全国では二百二十六件、参加人員二十一万三千六百二十二人と戦前最高となり、県下でも百八十九件、参加人員一万二千九十九人の争議がおきていた(『神奈川県労働運動史

（戦前編）。これにさきだち、県では、一九三七年七月十六日、経済部長名で百名以上の県下工場の工場主、労務主任等五十名、さらに労働組合代表十名を召集し、「オヒヒガコノ事変中出来ルダケ問題ヲ起サナイデ貰ヒタイ、『ストライキ』等ノヤウナコトハ戦局ヲ誤マラシメルヤウナ場合ガナイデハナイノデアルカラ、出来ルダケ国内相剋ヲ避ケル意味ニ於テ、自重シテ貰ヒタイ」という通達を行った。同日、総同盟県連は知事を議長とし、労働・企業・消費三者同数の委員による産業協力委員会を設置することで、「労資協力産業報公の実を挙げ国策遂行に支障なからしめんことを期す」と要望、罷業絶滅・愛国貯金・兵士慰問の三大銃後運動を秋から大々的に展開していった（『神奈川県会史』第六巻、『神奈川県労働運動史（戦前編）』）。

反ファシズムの動き 昭和初頭の京浜地帯は、日本労働組合評議会、日本労働組合全国協議会の運動の中心地帯の一つでもあり、三・一五事件や四・一六事件の被告などは、一九三七年前後に出獄している者もあった。一九

三六（昭和十一年）四月、春日正一、山代吉宗は鶴見で共同生活をはじめ、鶴見共同購入会（生活協同組合）や『労働雑誌』鶴見支局（七月ごろ組織）によって、労働者との結びつきを強め、『労働雑誌』拡大運動では百部以上を拡大し、これは全国トップの成績であった。それも、十月二十八日の『労働雑誌』関係全国検挙と共に、春日・山代も検挙されて中断した。

同年七月七日、小林陽之助がコミンテルンから派遣されて帰国、鎌倉に住んで反ファシズム人民戦線の結成を目ざして、京浜間の連絡につとめていた。その小林も一九三七年十二月に京都で検挙された。

横浜港にはアメリカ航路の船舶を利用して、人民戦線戦術を紹介する文献が伝えられた。一九三七年六月一日には八種類のパンフレット（『朝日新聞』昭和十二年六月三日付）が、十一日には「反ファシズム、護憲の国民運動を起せ」林内閣の総辞職から軍部打倒へ」のビラ（同前 六月十二日付）などが送られてきたことが報道された。また、七月はじめ鶴見署、九月に神奈川署・横浜港・平塚駅などで不穏なビラや落書きなど（『読売新聞』昭和十二年七月九日、九月十二日付）が発見された。日中戦

争の拡大にもなつて人民戦線の動きにも神経をとがらす当局は、十二月十五日、日本無産党および日本労働組合全国評議会の一斉検挙を行った。川崎・鶴見等の労働者である金井忠作、佐藤賢治、島袋正順、坂本基平、韓宇済ら十二名と、鎌倉の山川均、大森義太郎らが検挙された。いわば、人民戦線の合法的結成の芽はすべてつまれてしまった。

いわゆる「人民戦線事件」で、最も大きな打撃をうけたのは京浜電鉄現業員会であった。京浜現業員会は一九三七年春、京浜間のバス・電鉄をおそつた争議の波のなかで、東交との連絡のもとに、四月二日、八百名を組織して結成された。しかし、日中戦争の進展と共に、「会社の中間幹部を中心に情実関係をたどつて」反幹部運動がはじまり、十二月二十六日には半数の脱退が声明された。一九三八年一月十八日の拡大執行委員会は、「社内統一と和協一致の大乗の見地に基き」組織解散を決定、積立金三百円は陸・海軍国防献金、会社の応召者後援会に各百円を寄附することとなった。いわば、「聖戦」に労働組合のみこまれたのであった(『神奈川県労働運動史(戦前編)』、資料編13近代・現代(3)三三)。この京浜現業員会解体が他の労働組合に与えた影響は大きかつたものとおもわれる。

一九三七年七月十六日、県特高課発表では、県下の千五百十八工場、従業員十二万六千三百九十四名のうち、労働組合のある工場は百三であり、その組合員数四万六千九百九十三名(組織率三六・五%)。その内訳は、日本主義・国家主義系組合のあるのが二十一工場・二万八十五名、労働組合主義・社会民主主義系が五十六工場・四千七百二十五名、労資協調主義系十四工場・四千七十七名、労働委員制度十二工場・一万七千三百六名とされ、日本主義のうちには海軍労働組合連盟三工場、一万五千三百八十二名があつたと報じている(『朝日新聞』昭和十二年七月十七日付)。また、『京浜工業時報』一九三八年六月号によれば、労働団体数百五十二、組合員数は八万二千七百三十五名で組織率は七五%に達していた。うち、社会民主主義系四万二千七百八十五名、日本主義・国家社会主義系二万六千九百六名、その他一万四千四十四名であつたという(資料編13近代・現代(3))

三四。

両者の数字には、余りにも大きな開きがありすぎるが、少なくとも神奈川県下の労働者組織が、企業はもとより、行政にとっても戦時体制をつくるうえで無視しえない組織状況であった。

こうした労働者組織を戦時体制下に組みこむ作業がはじめられたが、まず最も「危険」な存在と考えられた思想犯にたいする処遇が決定された。一九三六年五月二十八日、思想犯保護観察法が公布された。川崎市役所所蔵の『社会事業書類』（一九三七年）には、同法を適用する上での資料が残されている。一九三七年四月末現在、県下の治安維持法違反者は横浜百十一名、川崎七十二名など、県下では計百九十三名であった。原則的に保護観察に付すべき者は、執行猶予期間中の者、仮出獄期間中の者、満期出獄者（概ネ非転向者準転向者ナルノ実状）であり、個別的に、積極的に保護観察に付すべき者は、「生活ノ安定又ハ確保ヲ図リ、又ハ之ヲ充足スルコトニヨリ更ニ転向ヲ促進シ、或ハ又転向ヲ確保セシムルノ必要アルモノ」とされた（資料編13近代・現代(3)三七）。

一九三七年十月二十五日、東京・大阪・広島と横浜の四市から六名の転向代表が「北支各戦線」慰問に送られたのをはじめ（『朝日新聞』昭和十二年十月二十四日付）、一九三八年四月二十九日、天長節を期して創立された思想犯保護団体湘風会が、県下の保護観察者を掌握する、という全国初の試みがなされた（『朝日新聞』昭和十二年四月二十一日付）。

湘風会では、保護観察所の事業として、対象者の内職あっせんや、思想教育などをすすめて、一九三九年二月はじめには、「大陸において『赤禍』の恐怖をとりて、支那民衆をして防共の大使命遂行に参加させる」「宣撫工作」に送り出すことも行った（『毎日新聞』昭和十四年二月七日付）。

第二節 国家総動員と社会状勢

一 統制強化と農村

戦勝祝賀と消費生活 日本国民には日中戦争の真相は伝えられていなかった。いたずらに戦線を拡大したという「要地占領」のニユースに国内はお祭り気分であった。

一九三八（昭和十三年）十月二十五日午後九時に大本営は「漢口の一角に突入」と特別発表をした。これをうけて県内各地で戦勝祝賀行事が行われた。

この年、十月二十七日付で藤沢町長から警察署長あてに「戦勝報告祭旗行列並提灯行列挙行」の届が出されている（資料編¹²近代・現代②三）。漢口陥落の公報があったあとで横浜市の伊勢山公園忠魂碑前で戦勝報告祭が行われ、その後旗行列があった。この集会には藤沢町から町立小学校六年以上の児童と女学校生徒が参加した。報告祭に参加しない児童生徒も通学区域で旗行列をした。一般町民は午後六時半から辻堂・藤沢駅間の提灯行列、というプランである。武漢三鎮の陥落公報は二十七日午後六時半にあり、以後三十日まで連日連夜、祝賀会がつついた。

これを横浜市子安小学校訓導川口金太郎の日記には、「十月二十八日（金）晴 漢口陥落奉祝旗行列挙行。後番は午後。夜晩酌して芳夫、美江をつれて伊勢佐木町へ提灯行列を見に行く。松元、矢吹二氏に会い、子供を日ノ出町より帰らせて松元氏とキンバイ及信濃（屋）にて飲み、十一時頃帰安（子安町在住）」と記録している。

しかし、中国での戦線が拡大するにつれ、陸軍は兵力不足になやみ、対ソ戦に備えて満州にとどめていた師団まで動員した。それにもなつて国内での「出征歓送」風景は一層拍車がかけられた。こうしたなかで、新婚九か月で夫を召集された若妻が、出征兵士の身替りとなり無事に凱旋できるといふ浴衣をつくり、それを「十五日なので金比羅様で御祈禱して戴いた。そつと大きい箆の三番目、うちの人の着物の一番下へしまった。どうかぶじて凱旋し、この着物を着るようになってほしい」といふ願いは、ささやかな民衆の願ひであつた（『横浜の空襲と戦災』²）。一方、こうした戦争の拡大は、県民の生活にさまざまな統制をくわえていくことになつた。戦費の調達、軍需生産の拡大のために、あらゆる形で財政の拡張、経済の統制が必要であつた。一九三七年九月発動の軍需工業動員法や臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法の制定などは、横浜港と京浜工業地帯をかかえる神奈川県に直接、影響を与えるものであり、一九三八年三月、国家総動員法と電力国家管理法が成立したことは、戦時統制がいよいよ全面化したことを意味していた。

近衛首相は、総動員法は「今次事変には直接これを用いない」と言明したが、わずか三か月後の六月末には、総動員法の発動が決定され、八月以降労働者の雇入れ、解雇、賃金、労働時間などを統制する方向が明らかにされた。まず、庶民生活に「統制」の網がかけられたわけである。

しかも、「国策」の名の下に、精神総動員（思想統制）を展開することで、これらの事業の遂行がされていった。国民精神総動員運動は「物資の消費節約、廃品の回収、物資の活用、代用品使用の奨励、貯蓄の実行、物価騰貴の抑制に対する協力、生産の刷新」などが課題として並び、「現下経済戦ノ実情並ニ今後来ルベキ経済的諸問題ノ真相トヲ一般ニ認識セシメ挙国一致国家ノ目的ニ邁進スルノ決意ヲ固メシムル」ことがその趣旨であつた（資料編 12 近代・現代²）。

さらに、一九三八年暮ともなると、「広東武漢攻略後ニ於ケル内外ノ諸情勢ニ対応シテ益々長期建設ノ体制ヲ整へ」るため



貯蓄奨励局ハガキ

津久井郡郷土資料館蔵

の「経済戦強調週間」が位置づけられ、実施要領も「生活ノ刷新、物資ノ節約、貯蓄ノ実行」の三点にしばられた。これは、年末・年始をひかえて、消費の抑制、貯蓄の強調による民間資金の吸い上げをねらったものである（資料編12近代・現代②）。

庶民生活の実態

一九三八年の年末「県保安課ではさきクリスマスに関連した各種の催しは時局柄、銃後の緊張を紊るものと断乎これを禁止しているが、クリスマススを間近にした昨今ダンスパーティーの開催出願が各署に増加、当局ではその不謹慎を難詰して追かへしてゐる」と伝えられた（『読売新聞』昭和十三年十二月二十三日付）。また、一九三九年正月三日の出入は、桜木町駅で十四万四千八百六人、横浜駅では開設以来の記録、二十六万五千八百十三人の乗降客があった（『横浜貿易新報』昭和十四年一月五日付）。一九三八年六月から、横浜駅前と伊勢佐木町のデパート間を往復する無料送迎バスは廃止されていたが、伊勢山皇大神宮、川崎大師、鎌倉八幡宮などの初詣や、正月の行楽には横浜駅で一たん下車して乗換

える必要があったからである。

横浜歌舞伎座の文芸部員として芸能界に生活していた高野まさ志の日記は、特異な例ではあるが、一九三八年の暮から三九年の正月を次のように記載している。「十二月一日 T氏とともに、来亭、アイリス・イン、大衆ホール等で飲食して、誘われるともなく自動車にて楽天地万兼へ行く」「三日 妓楼にて眼を醒す事昨朝の如し。宿酔なり。茶色冬服、出来、着用す」「十八日 体の具合悪くて（宿酔）煙草喫いてもうまくなし。H氏に晩飯、名物屋で御馳走になる。閉場後、ナポリにてT氏

と逢う。A氏に逢い、三人で浜屋で酒を飲み、それより山田屋にて、ふぐでのみ、中村町の通りで、午前三時頃、密行にひっかかり、交番へ連れて行かれる。「一月十八日 午前十時、Kちゃんが起しに来て、伊勢佐木町へ出る。蛇之目でシチュウを飲んで、サンパウロで珈琲をのみ、不二屋でパンを買い、劇場へ戻る。午後一時半頃より雪降り来る。夜に至るまで霏々たりしも、遂に雨となる。寒きため、終日出でずして『続々曙お照』のアシストをなす。室にジャンジャン炭をおこしてやった」(『横浜の空襲と戦災』2)。

当時、県警察部の調べでも、一九三八年中の映画、演劇、寄席の観客数は六百五千六百八十五人であり、前年より百五十四万九千二百九十七人も増加した。なかでも一館増えて二館となったニュース映画館には子供三十万人を含め、百二十三万千八百六十四人がつめかけた(『朝日新聞』昭和十四年一月十二日付)。もちろん、ニュース映画は、戦場の「真実」を伝えており、肉親や知己の誰彼の姿を垣間見ようという民衆の気持の反映でもある。同時に、押しつぶされようとする生活への不安をこめて民衆は娯楽を求めていた。

同じく県警察部のまとめた一九三八年中の風俗営業者の実態は、料理店、飲食店、カフェー、ダンスホールなどが、客・収入ともに減じ、芸妓屋と待合が増加、貸座敷と私娼は激増、さらに遊技場(五百二十七軒)も客二十万人、収入四十四万円の増加となっている(『横浜貿易新報』昭和十四年二月二十四日付)。

これを鶴見署管内で見ると、飲食店三百八、特殊飲食店百四十四、料理店四にたいし、利用客は十二月計二十一万五千二百九十三人、一月三十九万五千五十人、二月二十七万八千六百三十五人、総計八十八万八千九百七十八人となっている。総売上げは五十三万二千八百五十六円であったから、売上げを一人当たり平均でみると、六十銭弱にすぎない。だが、一店当たりの売上げ金額は特殊飲食店七百八十七円、飲食店千三百二円、料理店四千六百五十円となっていて(ただし、飲食店の十二月平均は

百四十九円にすぎない)、料理店のみが大幅にうるおっていることがわかる(『横浜貿易新報』昭和十四年四月七日付)。もっとも収入が伸びた遊技場も実態はパチンコで一発一銭の「鉛玉を入れてパチンと廻せば、それが運よく八ツ九ツとなって『煙草』となるのだから、一度はパチンとハジいてみたくもなる」程度のものであった(『横浜貿易新報』昭和十四年八月四日付)。

政府は、一九三九年九月一日、生活刷新のために、享楽機関一斉休業という「興亜奉公日」を設けた。しかし、蒔田花街、日本橋花街、貸座敷引手茶屋組合の実績は「当日は勿論相当自粛の跡を示してゐるが、その前日と翌日は自粛の反動で平日のレベルを遙に越してゐる」状況であった(『毎日新聞』昭和十四年十月三日付)。二回、三回と重なると、「二業組合、飲食店は休業する関係で、これ等の関係者は自粛休業の裏面においてこの日を『享楽デー』となし、泉都箱根へ、湯河原へ、熱海へ——とアベックで逃避的遊覧を行ふので、温泉街は興亜奉公日毎に非常に賑ひ、交通業者は天手古舞の繁忙」とまで伝えられた(『毎日新聞』昭和十四年十二月二日付)。

労働力不足 一九三七(昭和十二年)十月二十五日、企画院が設置され、創設と同時に、物資の動員計画がねられた。まず十

と食糧生産 月から十二月の三か月分の計画が立てられ、翌三八年からは通年の計画となった。また、軍需優先の配給統制が強められるなかで、「ヤミ」は日常のこととなり、三八年八月三日、県警察部でも経済保安課を新設(中央の警保局は七月二十九日)、「経済諸法令ノ違反ニ対シ断乎取締ノ徹底ヲ期スル」こととなった。当初は、まだガソリン(石油)、綿製品、鉄、銅など非鉄金属といった直接軍需品、あるいは軍需品原料輸入のための見返り品が主たる内容であり、「検査ハ重大ハ悪質ナル犯罪ニ主力ヲ注ギ輕微ナル事案ニ就テハ、苛察ニ亘ラザル様篤ト留意スル」というゆとりもあった(『神奈川県警察史』中巻)。

こうした物資統制・動員計画のなかで、当局にとって不安な材料は、食糧確保・自給体制であった。とくに労働力不足と朝鮮米移入の減少という事態によって新たな対応をせまられていた。

当局の対策は、第一に食糧増産、第二に米の節約と代用食の普及であった。さしあたっては、庶民の食卓から白米がとりあげられた。一九三八年十一月二十二日、東京警視庁は三九年一月一日から、「精米取締規則」を施行し、無砂搗米を禁止した。この方針は、三九年十一月二十五日、勅令により、「米穀搗精制限令」として公布され、十二月一日以降は日本全国どこでも七分搗以下の米となった（『索引政治経済大年表』）。この背景には、都市の米屋に手持米が不足して、廃業者や休業もやむをえないと同業組合が決議するほど、深刻な米不足があった（『横浜貿易新報』昭和十四年十月十四日付）。

食糧危機を解決するためには、農村の増産体制を確立することであったが、そのためにはなによりも、農村における労働力の不足を補給する必要があった。

また都市近郊農村の場合は、労働力不足と、それに起因する肥料不足がさらに深刻であった。一九三八年春の県職業課調査の自由労働者（約四万人）には、「東北六県の農業者が肥料代をかせぐため冬季の農閑期を利用して群をなしてドッと横浜市内に流れ込」むといわれていた（『朝日新聞』昭和十三年三月二十四日付）が、三九年ともなると「ハマ市農家は、若い働き盛りの人は大部分農村経済より利得のある工業関係に転向して居り、増産は愚か現状維持に汲々たる状態」で、「輸入抑制に依る、硫酸加里及アンモニア、加里酸石灰等の配合不足は人糞に依って行はんとするも、ガソリン統制に依るトラックの運送力の減退は到底これが補充は行へず、又堆肥に依る場合労働力不足で如何んともなし得ない実状」であった（『横浜貿易新報』昭和十四年五月二十四日付）。

都筑・鎌倉郡の農村部を合併したためとはいえ、横浜市では五月二十五日ごろから一、二週間、小学校の授業短縮を行い「田植・上簇・除草等に銃後の労働力不足に活動」させることとした。対象校は十七、八校という（『横浜貿易新報』昭和十四年五月二十日付）。さらに六月から共設託児所が七月中旬まで旧港北区の荏田・元石川・川和・折本・南山田・鳥山、戸塚区中和田などに